

弁護士法人

小寺・松田法律事務所

札幌事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL.011-281-5011 FAX.011-281-5060

<https://kmlaw.jp>



発行：令和6年4月 Vol.38



新しい一步を踏み出す春です

今年は春の訪れが遅いと思っていたら、急に雪解けが進み、北海道にも春が到来しました。

春は大地と緑が目覚めて、新たな活力と希望を感じる季節です。中には、進学、転勤等、人生の転機を迎える方もいらっしゃるかもしれません。

私たち弁護士にとっても、春は新しい法令が施行されることも多く、新入生のような気持ちで新ルール開始に備えることがあります。

今年も4月1日から施行される法令改正が目白押しです。改正個人情報保護法が施行されるほか、労働法分野では、医師の働き方改革や、トラック運転者の労働時間や労働条件通知の新ルールなどが開始されます。

例えば、トラック運転者の労働時間規制は報道では2024年問題と言われているものであり、トラック運転者の拘束時間、運転時間等に新ルールが適用されます。

これまで過度に荷物の到着の早さを競うような風潮があったとも言われていますが、私たち消費者の考え方も見直す時期なのかもしれません。

季節感とは無縁と思われがちな法律の世界も、春は変化の季節であることをお伝えしました。このような話題を通じて、少しでも弁護士の世界を身近に感じていただけると幸いです。

弁護士法人小寺・松田法律事務所
弁護士 松田 竜



商標登録の規制が緩和されました



弁護士
小寺 正史

商標とは、事業者が、自己の商品・サービスと他社の商品・サービスを区別するために使用するマークのことで、商標登録されると法的に保護されます。昨年、商標法の一部が改正され、登録可能な商標が拡充し、商標登録の規制が緩和されました。令和6年4月1日から施行されましたので、説明します。

1 他人の氏名を含む商標要件の緩和

(1)従前は、「他人の氏名」を含む商標は、同姓同名の他人全員の承諾が得られなければ商標登録を受けることができませんでした。これに対して、創業者やデザイナーなどの氏名をブランド名に用いることの多いファッション業界を中心に、要件緩和の要望があり、この点について改正され緩和されました(商標法4条1項8号)。

改正により、「他人の氏名」の商標登録において、①一定の知名度の要件及び②出願人の事情を考慮する要件の両方を満たす場合は、「他人」の承諾がなくても登録ができるようになりました。

①一定の知名度の要件

登録する「氏名」に一定の知名度を有する「他人」が存在しないことです。なお、知名度のある人がいる場合、その人から承諾を得れば、知名度のない人たちからの承諾はなくても登録できます。

②出願人の事情を考慮する要件

この要件は政令で定められており、⑦商標構成中の氏名と出願人の間に「相当の関連性があり」④商標登録を受けることに「不正の目的」がないことを満たしていることが必要とされます。

(2)自己の氏名を普通に用いる商標

自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を普通に用いられる方法で表示する商標には商標権の効力は及びません(商標法26条1項1号)。したがって、自己の氏名を普通に用いられる方法で表示する商標には、他人の商標権の効力は及びませんので、他人

が商標登録してもその商標の使用を継続することができます。

2 権利者による同意(コンセント)制度の導入

(1)従前は、他人の登録商標又はこれに類似する商標については商標登録ができませんでした。改正により、先行する登録商標の権利者が同意し、かつ消費者(需要者)に混同が生ずる恐れがない場合には、他人の商標と同一又はこれに類似する商標であっても、先行する商標と併存して登録が認められることになりました(商標法4条4項)。

(2)併存登録による混同防止対策

(1)により商標が登録されると、同じ商標が併存して登録される結果になります。この場合、併存する商標間で混同が生じる可能性があるため、この対策として①混同防止表示請求および②不正使用取消審判の請求の手段があります。

①混同防止表示請求

一方の権利者の使用により他の権利者の業務上の利益が害されるおそれのあるときは、当該使用について両商標間における混同を防ぐために適当な表示を付すべきことを請求できます(商標法24条の4第1号及び2号)。

②不正使用取消審判の請求

一方の権利者が不正競争の目的で、他の権利者の業務に係る商品又は役務と混同を生ずる使用をしたときは、誰でもその商標登録を取り消すことについて、審判を請求することができます(商標法52条の2第1項)。

(3)不正競争防止法との調整(不正競争防止法の改正)

コンセント制度導入により併存することとなった2つの商標のうち、一方が周知性や著名性を獲得する可能性があります。この場合でも、一方の商標権者による他方の商標権者等に対する周知性や著名性を理由とする差止請求等はできないように、不正競争防止法が改正されました(不正競争防止法19条1項3号)。

以上

人材の流動化による 企業秘密の漏洩の危機

苫小牧事務所長 弁護士
中野 正敬



転職による人材の流動化を背景に、同業他社に転職した従業員等が元勤務先の秘密情報を不正に持ち出したことによる不正競争防止法違反の事件が増えているようです。

不正の手段により営業秘密を取得する行為等は、不正競争防止法上の不正競争として差止請求や損害賠償請求の対象となるだけでなく、刑事罰の対象ともなり得ます。

もともと、あらゆる情報が不正競争防止法上の営業秘密に該当するものではなく、営業秘密として保護されるためには、①秘密として管理されていること(秘密管理性)、②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること(有用性)、③公然と知られていないものであること(非公知性)の3つの要件を充足する必要があります。

これらのうち秘密管理性の要件は、裁判上で争点となることが多く、秘密管理性が認め難いために、損害賠

償等の法的措置を断念せざるを得ないような事例は多いように思われます。

秘密管理性は、主観的に秘密とする意思を有しているだけで肯定されるものではなく、客観的に秘密として管理されていることが必要と理解されていますが、どのような方法をとれば秘密管理性が肯定されるのか画一的な基準はありません。

一般的には、当該情報に対するアクセスを制限し、当該情報にアクセスした者にそれが秘密であることが認識できるような手段を講じる必要があると理解されていますが、情報の性質やその保有形態、保有者の事業規模等の要素を総合的に考慮して判断されているといえるでしょう。

経済産業省が公表する「営業秘密管理指針」は、法的拘束力のあるものではありませんが、企業における営業秘密の管理方法を検討する上で参考になると思われます。

民事裁判手続のIT化が進んでいます

弁護士
阿部 太陽



令和6年3月1日から、民事訴訟においてウェブ会議による口頭弁論が可能となりました。大阪高等裁判所では、早速同日からウェブ会議での口頭弁論が実施されたようです。

これまでも非公開で行われる弁論準備手続や和解協議期日についてはウェブ会議の方法によることが認められていました。しかし、公開法廷で行うこととされている口頭弁論については、当事者が裁判所に出頭して行う必要がありました。今回、民事訴訟のIT化に関する法改正のうち、この口頭弁論をウェブ会議で実施できるようにする部分が施行になりました。

しかし、当事者尋問や証人尋問については、今後もウェブ会議で実施することができません。また、証拠の実物を確認しなければならない場合には、当事者が持参する必要があるためウェブ会議の方法によることができません。

現在、民事訴訟で提出する主張書面等についても、専用のシステムを用いてオンラインで提出をすることが可能です。しかし、このシステムを用いるのは両当事者に代理

人があり、双方が希望した場合に限られています。

このように、今回の改正法施行によっても、全ての手続がオンラインで可能となったわけではありません。

既に、上述の尋問手続のウェブ会議での実施に関する改正や、訴状のオンライン提出を可能とする改正は成立しており、令和8年5月までに施行される予定です。民事訴訟だけでなく人事訴訟や家事事件でもIT化が予定されており、向後、司法制度が多くの方にとって身近で簡便なものになることが期待されます。

他方で、IT機器を使いこなすことができない人たちに対してどのようなサポート体制を築いていくのか、環境の変化に伴う課題が顕在化しているのも事実です。



名誉毀損で訴える!って誰を?

岩見沢事務所長 弁護士
小野田 充宏



1 現在、大物芸人とスタースポーツ選手がそれぞれ性加害を行ったと週刊誌に報道され、多額の損害賠償を請求する訴訟を提起したことが世間の耳目を集めています。訴えた相手が、一方は週刊誌発行会社で、もう一方は情報提供者個人であるとの違いがあったり(後者の情報提供者は週刊誌に話すだけでなく自ら警察に告訴するなどしているといった事情の違いもあるでしょう。)、訴状の記載ぶりも異なる(記事の内容が事実と反する、ということについて、一方はほとんど触れず、もう一方は詳細に論じているといわれています。)ことなどから、ワイドショーのコメンテーターらによって両者の訴訟戦略が比較されて優劣が論じられたりしています。

ここでは、なぜそのような違いが出てくるのかを理解するための基本的なことについてご紹介します。

2 「Aから性加害を受けた!」とBが公表すると、それが真実であれ虚偽であれBはAの名誉を毀損したことになります。名誉毀損とは、人の社会的評価を低下させることであり、Bの公表内容が真実であろうと虚偽であろうとAの社会的評価を下げるものには変わりないからです。

Bが週刊誌Cを通してAからの被害を訴えた場合はどうでしょうか? Aの社会的評価を下げる報道を行ったのは週刊誌Cですので、CがAの名誉を毀損したことになるのは間違いありません。また、通常、週刊誌Cは、Bが提供した情報だけでなく、独自の取材内容を加味して記事を作成しますが、Bの提供した情報そのものがAの社会的評価を下げるもので、それが記事の主要な部分を構成しているような場合には、情報提供者であるBも(週刊誌Cと一緒に)Aの名誉を毀損したということになるでしょう。

3 しかし、名誉を毀損した場合に、常に公表者が法的な責任(損害賠償義務等)を負うとは限りません。

というのは、名誉を毀損するような事実であっても、例えば政治家に関するものであったり、犯罪に関するものであったりと、社会の正当な関心事で、公表の必要性が認められるようなものもあります。

このような場合には、(公表された事実の公共性と、

公表に公益目的が認められることを前提に)公表者の側で、公表した事実が真実であると証明するか(真実性)、そこまでの証明はできなくとも、公表者がその事実が真実であると信じるだけの相当な理由があったと立証できた場合(真実相当性)には、公表者は損害賠償義務等の法的責任を負わないものとされています。いくら社会の正当な関心事であっても、嘘の情報をわざと、あるいは不注意(雑な取材しかせず)に情報提供者の証言を鵜呑みにするなど)で公表することは許されませんが、一方、公表した事実が真実である場合や、結果として真実でなかったとしても、公表者としては周辺取材を含めて情報提供者の証言内容を慎重に吟味するなどした上で報道するなど、真実であると信じるだけの正当な根拠があると認められる場合には、名誉を毀損する情報の公表も許される、というわけです。

4 名誉を毀損されたAがBを訴えた場合、Bは自分が被害にあったと主張する張本人ですので、「Bが公表した(あるいは週刊誌Cに情報提供した)事実が真実か否か」、簡単にいえば「Bは真実を語っているのか嘘をついているのか」が中心的な争点になるでしょう。Bが真実性の立証に成功すれば、Aから性被害を受けたという事実の公表(情報提供)は、Aの名誉を毀損するものであっても、正当なものということになります。

一方、Aが週刊誌Cを訴えた場合、真実性だけでなく、真実であるとの証明まではできなかった場合に備えて「週刊誌Cが、単にBの言うことを鵜呑みにするだけでなく、きちんとした裏付け取材をするなど、記事にした事実が真実だと信じるだけの相当な理由があったか否か」についても重要な争点とされます。

5 今回の2件の訴訟に関しては、情報提供者であり、告訴まで行った個人を相手方として訴えたスポーツ選手の方は、真実性が中心的な争点となることは明白であるため、訴状でも真っ向から「真実でない(嘘だ)」ということを主張したようであるのに対し、週刊誌発行会社を訴えた方は、週刊誌側が真実性だけでなく真実相当性を主張・立証してくることは間違いなく、そのため「相手方の出方待ち」というわけか、訴状は淡白な内容であったようです。今後の推移が注目されます。

不在者財産管理人制度が改正されました

滝川事務所長 弁護士
村田 雅彦



行方不明になったまま、戻ってくる見込みがない人(不在者)の財産を管理する「不在者財産管理人」という制度をご存じですか。

兄弟のうちの1人と連絡がとれず、親の遺産分割ができないような場合に用いられることが多い制度です。このような場合、不在者財産管理人は、不在者に代わって他の相続人と遺産分割を行い、遺産分割終了後は、不在者のために財産管理を継続することになります。

では、不在者財産管理人は、いつまで財産管理を続けることになるのでしょうか。

改正前の家事事件手続法の運用では、不在者が現れて自ら財産管理を行える状態になるか、失踪宣告により死亡したとみなされるまで、財産管理を継続する取り扱いになっていました。

しかし、不在者がいつ現れるかは分かりませんし、生死が7年間不明でなければ失踪宣告も出されません。そうすると、長期間にわたって財産管理手続が継続することになり、不在者財産管理人の報酬等が増加し、その分不在者の財産が減る結果になってしまいます。

また、親族が失踪宣告を望まない場合もあり、いつまでも手続が終了しないという問題も生じます。

そこで、不在者の利益を確保しつつ、管理事務の適正化を図るため、令和5年4月1日から、改正された家事事件手続法が施行されました。主な点は、不在者の財産が現金や預貯金のみである場合には、管理している金銭を供託することができるようになったことです。財産管理手続もその時点で、終了させることができ、不在者の財産の減少を抑えることができます。

相続登記の義務化がスタートします

弁護士
細谷 祐輔



相続登記を怠っていると、登記上の名義人と、実際の所有者が異なる事態が生じます。その結果、不動産が適切に管理されず放置されたり、実際の所有者の確認に時間や費用がかかり、民間取引や公共事業等による不動産の有効活用が妨げられる状況が生じます。

そこで、令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。

具体的には、不動産を相続した場合、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請が必要になります。

「取得を知った日」とは、特定の不動産を相続で取得したことを知った日を意味しますので、相続が発生しても具体的に不動産を取得したことを知るまでは義務は生じません。

また、遺産分割の成立によって不動産を取得した場合、その成立の日から3年以内の登記申請が必要です。

遺産分割に先立ち相続登記(もしくは後述の相続人申告登記)をしていた場合でも、その後に遺産分割が成立した場合は、その成立の日から3年以内に、改めて登記申請

が必要なので、ご注意ください。

これは令和6年4月1日以前に相続された不動産にも適用され、令和9年3月31日が相続登記の申請期限となります。

正当な理由なく申請を怠った場合、10万円以下の過料の罰則に処せられます。

なお、相続登記の義務化に伴い、簡易な申請方法として相続人申告登記が新設されました。

相続人が複数いても単独で申告が可能で、全ての相続人の戸籍を添付しなくても申出人自身が登記名義人の相続人であることが確認できる戸籍の提出のみで足りるとされています。

相続人申告登記を行うと申出をした相続人については相続登記の申請義務を果たしたことになります。

しかし、相続人申告は権利関係を公示するものではないので、売却や担保を設定する等、正式な取引を行う場合には相続登記や遺産分割登記を行わなければなりません。

女性にだけあった再婚禁止期間が撤廃されました

弁護士
角 大祐



令和6年4月1日から再婚禁止期間が廃止されました。

旧来の民法では、婚姻後200日を経過した後から離婚後300日以内に生まれた子については、当該婚姻の夫の子と推定するとの規程との関係から、父親推定の重複防止のため、離婚後100日間は、女性の再婚が禁止されていました。

この度の法改正では、婚姻後200日を経過した後から離婚後300日以内に生まれた子は、当該婚姻の夫の子と推定するとの原則は維持しながら、離婚後に女性が再婚した場合は、離婚後300日以内に生まれた子であっても、再婚した夫の子と推定することになりました。これにより、父親推定の重複が生じなくなったため、女性の再婚禁止期間も廃止されることになりました。

再婚禁止期間の規程は、そもそも女性にだけ再婚禁止期間が設けられていることが不平等であるだけでなく、医学が未発達だった頃であればともかく、DNA鑑

定技術の進歩より父子関係を明らかにすることができるようになった現代においては不要な規程となりました。

また、この度の法改正の背景には、無戸籍問題がありました。無戸籍問題とは、離婚後300日以内に生まれた子について、戸籍に前夫の子と記載したくないために、母親があえて出生届を提出しないことにより、無戸籍の子が生じてしまうという問題です。無国籍になってしまうと住民票の作成が困難となったり、公的サービスを受けられなくなったりするなど様々な不利益を被ります。この無戸籍者の数は、政府が把握しているだけでも約770人(令和6年3月時点)にも上っており、子どもが多いとのことでした。

この度の法改正により、無国籍問題の解消につながることも期待されます。

※無戸籍者の数は3月31日の北海道新聞記事によります

安楽死をめぐる問題点とは

弁護士
熊谷 建吾



最近、ALS患者を死亡させた医師の事件を契機に、一部で安楽死の是非を問う議論が再燃しています。

安楽死には、①致死量の薬剤を投与するなどの積極的安楽死②緩和ケアの副次作用として死期を早める間接的安楽死③患者や家族の意思で延命治療をしない消極的安楽死(尊厳死)に分類されます。間接的安楽死や消極的安楽死は、医療行為の一形態として通常は違法とはされず、是非が問われるのは、①の積極的安楽死の場合です。

わが国では積極的安楽死に関する明確なルールはいまだない状況です。刑法が同意殺人を処罰の対象としていることから、安楽死は合法化されていないというのが一般的な理解です。もっとも、過去の裁判例では、苦痛の程度が甚だしいことや、患者本人の明確な意思表示があることなど、一定の要件を満たす場合には合法となる余地があるとしつつも、結論として適法と

結論付けた事案はいまだありません。

冒頭の事件の京都地裁の判決でも、死期が迫り改善が不可能であることや苦痛の除去のために他に手段がないこと、患者の意思が真摯なものであることなど、複数の要件を満たす場合には罪にならない余地があるとしつつも、これらの要件を満たさないとして医師に有罪判決を言い渡しています。

こうした厳格な要件を課す裁判所の立場からすれば、現在の法律の解釈として安楽死が合法となる(同意殺人で罰せられない)ケースは皆無に等しいと思われます。



電動キックボードの運転免許が不要になります

弁護士
古川 将大



近年、新たな交通手段として注目されている電動モビリティが電動キックボードです。これは、キックボードに電動モーター（原動機）を付けた乗り物で、令和5年7月1日から、新たな交通ルールの対象となりました。

これまでの電動キックボードは、旧道路交通法では「原動機付自転車」（いわゆる「原付」）に該当し、その交通ルールに従っていました。

しかし、改正により、従来の「原動機付自転車」は「一般原動機付自転車」と名称変更され、「特定小型原動機付自転車」、「特例特定小型原動機付自転車」という名称が新設されました。

「特定小型電動機付自転車」とは、最高速度20 km/h以下、定格出力0.6 kw以下、車体の長さ1.9 m以下、幅0.6 m以下、走行中に最高速度の変更ができないこと、ATであること、最高速度表示灯が備えられていること等の基準を満たした乗り物を指します（道路交通法施行規則第1条の2の2）。

「特例特定小型原動機付自転車」とは、最高速度6 km/h

以下であること、最高速度表示灯（緑色の灯火）を点滅させていること等の基準を満たした乗り物を指します。

これらの基準を満たす電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」ないし「特例特定小型原動機付自転車」に当たるものとされ、以下のような交通ルールで乗車することができるようになりました。

- ①運転免許不要（改正前は必要）
- ②ヘルメットの着用は努力義務（改正前は義務）
- ③車道のみならず、路側帯、歩道も走行可能（改正前は車道のみ）。
- ④最高速度が20 km/h（歩道は最高速度6 km/h）（改正前は最高速度30 km/h）
- ⑤利用可能年齢は16歳以上から（改正前は免許取得可能な年齢）

一方で、これまでと同様に適用されるルールとして以下の点に注意する必要があります。

- ⑥ 自賠責保険への加入義務
- ⑦ ナンバープレートの取付け義務

建設業、運送業、医師に時間外労働の上限規制の適用が開始されました。

社会保険労務士
杉田 優



1 建設業、運送業、医師に対する時間外労働上限規制の適用開始

2019年4月から働き方改革の一環として、残業時間について月45時間、年360時間以内が上限となりましたが、建設業、自動車運転業務、医師については業務の特性や慣行の課題があることから、上限規制について5年の猶予が与えられていました。この猶予期間が今年の3月末で終了し、これらの職業にも残業時間に上限が設けられました。

2 建設の事業

建設業については4月以降、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間となり、臨時的な特別の事業がなければこれを超えることはできません。但し、災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする規制は、引き続き適用されません。

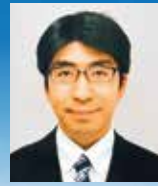
3 運送（自動車運転）の事業

運送業などで働くドライバー（自動車運転の業務）の残業時間については、4月以降は「特別条項付き36協定を締結する場合における年間の時間外労働の上限は、年960時間」となっています。但し、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内、時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は、運送業の実情を考慮し、適用外とされています。

4 医業に従事する医師

特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の合計の上限は最大1,860時間となっています。但し、時間外・休日労働の合計について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内、時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は、医師業務の特殊性から適用されていません。

旅立ちの日に 2年間お世話になりました



高橋 祐二

初めて札幌に着任した令和4年3月下旬、岐阜の桜を見てから、飛び立ち、眼下の日本アルプスの山並みに目を奪われるままに北へ北へ。はるか空の果てまで飛んでいきそうな飛行機が新千歳空港に着陸。札幌へ移動する最中、快速エアポートの車窓から見えた雪を見て驚嘆の念に駆られたことをつい昨日のこのように思い出します。

2年間、小寺・松田法律事務所にてお世話になり、小寺先生や松田先生を始め、事務所の先生方のご厚意により、様々な弁護士業務を経験できました。

この2年間は、事務所事件の他、裁判員裁判に始まり、地域司法対策委員会・民暴委員会・刑事再審法改正ワーキンググループ(WG)・札幌中島ライオンズクラブ等の諸組織に所属するなど、極めて広範な業務・行事を経験しました。

訴訟活動では、依頼者から情報をうまく引き出すためのノウハウや、裁判所への伝達や、理解を深めるためにどう伝えるか、悪戦苦闘の日々でした。未知の世界に飛び込んだ感覚でした。もっとも、この世界こそが、司法であり、社会科学であり、自身の思考力が鍛錬されたと感じる日々でもありました。裁判所に戻ってからも、考えることの大切さや、考えることができる環境のありがたさを実感しながら、日々の職務にまい進する所存です。

訴訟以外にも、委員会活動等を通じ、全国単位の活動を経験しました。とりわけ、再審法改正WGの活動の一環として、国会議員要請に参加した

ことは、貴重な経験でした。国会議員との面会は、物理的・時間的制約が非常に厳しいものでした。そのような制約の中で、重要点をいかに端的に伝えるか、資料を見せつつ、口頭説明の表現を工夫するなど技法を凝らしました。もっとも、このような工夫は、裁判手続でも重要な技術であり、今後役に立つものと確信しております。

さらに公私を通じ、道内各地に赴いたことも代え難い経験となっています。探訪先は、函館、旭川、釧路の他、岩見沢、滝川、苫小牧、積丹、岩内、ニセコ、蘭越、留寿都、長万部、室蘭、洞爺、登別、帯広、厚岸、根室、中標津、標津、別海、川湯、摩周、屈斜路、阿寒、野付、知床、網走、北見、常呂、湧別、遠軽、富良野、美瑛、天塩、稚内、猿払、等でした(これ以外もありますが、思い出せません。)。探訪先の街や出会う人々も、夫々が強烈な個性を放ち、食事も美味で、観光の魅力が溢れる誘惑の地の虜になりました。

北海道を存分に満喫し、マインドエネルギーも充填され、4月からは札幌を離れ、道外に飛び立ち、活躍の場を広げていきます。北海道でお世話になった方々に対し、改めて心より感謝申し上げます。

まだまだ若輩者ですが、若いからこそその力を信じて、今後も、司法の世界という大空に飛び立つていく所存です。今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

いつもK&Mレポートをご覧頂き、ありがとうございます。ご意見、ご感想などありましたら、以下のアドレスまでメール頂ければ幸いです。皆様からの貴重なご意見をお待ちしていますので、よろしくお願い致します。

✉ kmreport@kmlaw.jp

札幌弁護士会所属

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

●Homepage <https://kmlaw.jp>

●Facebook <https://www.facebook.com/kmlaw1983>



[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL 011-281-5011 / FAX 011-281-5060

[岩見沢事務所] 〒068-0021 北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2 ライズビル2階

TEL 0126-22-3380 / FAX 0126-22-3188

[滝川事務所] 〒073-0036 北海道滝川市花月町1丁目1番10号

TEL 0125-23-8455 / FAX 0125-23-8448

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階

TEL 0144-36-7230 / FAX 0144-36-3101

K M 社会保険労務士法人

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL 011-596-0033